



3月26日、労働者協同組合法制定記念として東日本大震災から10年の節目に、座談会「東北復興の10年の歩みとコロナ禍における協同労働の可能性」を開催(140アクセス)。映画「Workers-被災地に起つ」を2度上映(3月11日95アクセス)(3月19日104アクセス)。座談会では、センター事業団田中羊子理事長(元センター事業団東北復興本部長)より「東日本大震災から10年を迎えた。私たちワーカーズコープは東北の復興にあたって、被災地を支援するのではなく、被災地に身をおいて、被災者と共に、わがまちの復興に共に立ち上がるために本部機能の一部を東北に置き、復興本部を2011年7月に立ち上げた。今では、6カ所の拠点に100人の仲間が働いている。立ち上げた年には、センター事業団で労働配当ができたことで、労働配当を仲間が拠出して1億円の基金をつくり、活用することができた。東北復興の取り組みで私たちは、市民性を高めていくこと、協同労働が人間の持つ力を顕在化していくことができるのではないかという思いを強くした。映画の後半に出てくるが、宮城県登米の鱒淵での住民の方に教えられた。それは、住民の地域に対する願いや思いに沿って、それに一つ一つ応えていくと、協同労働が地域の力になるということだ。一人ひとりの力が豊かに花開いていくことができれば、どんな苦しい事態をも変えていくことができる。コロナ禍の中でも、一人でなく、みんなとなら新しい事態を切り拓いていくことがで

きると思う」。厚生労働省広報室長/社会・援護局兼任の野崎伸一さんからは「あでもない、こうでもない、上司も部下も関係ない、一緒に考えていくプロセス、フラットな自治、民主主義とも言えるようなプロセスが、協同労働なんだと思う。それは、みんなが当事者に戻っていくということ。自分自身が働くことを通して、当事者に戻っていくことができるのが協同労働だと思う。この経験を経て、実践した後にはしか見えない景色がある。最後に、労働者協同組合法ができたことが大変うれしく思っている。法律は制度として存在するが、協同労働は働くことを人々の手に取り戻すという、働くことの再定義だ」とコメントをいただく。

このような協同労働の働き方への共感から、多様な団体からの問い合わせが続いている。鍼灸マッサージ師のグループから、コロナ禍で仕事が減り、無資格者の営業との競合の中、個人事業主の自主自立の事業から、労働者協同組合を設立し、仲間同士が支え合い労働保険も適用させながら、本来目指していた人々の困りごとを解決する地域の拠点づくりを目指したいと相談に来られたり、行政書士などのグループで従業員の満足・尊厳・やりがいを追求し、野菜作りなど自らも都市のなかで居場所づくりに取り組む方々より労協連と一緒に活動したいと懇談を繰り返している。すでに3月25日の労協連理事会で、障がい者と共に地

域で働き暮らすことを実践している社会福祉法人べてるの家、佐賀で通信制高校のサポートや高校生向けの放課後等デイサービスを運営するNPO法人十月の森が、働きづらさを抱えた学生の働く場を協同労働で親たちと作りたいと、準会員となった。

今後多くの協同労働に共感する方々と合流し、各県での協同労働推進ネットワークに加わり、労協連の会員にもなっただき、地域で協同労働を深め、労働者協同組合法施行と同時に多くの団体と労働者協同組合法人への移行を目指したい。